

「すいた市民自治」会派は「市民が主役の社会」の実現をめざし、活動してまいります。

12月議会代表質問 (西川)

不況による市財政と予定事業への影響について

質問 景気悪化による再来年以降の個人市民税、法人市民税への影響はどうか。また市内事業所の支援や雇用の確保をどのように計画しているか。歳入減少が危惧される中、現在市で取り組んでいる事業にはどのような影響が考えられるか。

回答 平成22年度で法人市民税が17億4千万円減(25%減)、個人市民税が約2億円減(0.77%減)と見込む。また、吹田市創業・中小企業振興支援事業の活用により、中小企業支援と雇用の確保を図る。今後の予定事業については、建設事業に充てる一般財源を年平均30億円に抑制していく。

水道事業の高齢者サービスの本格実施について

質問 以前から要望していた高齢者対象のサービスの一環として、水道の無料相談・点検が11月にテスト実施された。本格実施の見通しについて今後の予定を示されたい。

回答 水道修理相談44件、水まわり点検106件、簡易な漏水検査12件を行った。お客様と直接コミュニケーションをとる機会ともなり、また、悪質業者による被害の防止にも繋がると考えた。今回の結果を検討し、事業の充実に向けて活かしていきたい。

ホストコンピュータをオープンソース型に

質問 本市では日立製のホストコンピュータを使用している。しかし、こうしたクローズドな汎用コンピュータは融通が利かず、この議会で提案されてる国保システム改修委託料3千万円も日立に委託することになるなど、高コスト構造となる。一方で、最近ではリ눅スのようなオープンソースの信頼性も高くなってきている。この際、フレームワークをそうしたオープンソースに置き換えてはどうか。

回答 現在、大型汎用機に関連する業務の見直し中である。今後は、オープンな技術による柔軟な運用、財政負担の軽減、そして市民サービスの向上を目指した基幹システムのリ構築について検討していく。

以上のほか、「資金調達が多様化について」「市有建築物の一元管理について」「男女共同参画について」「青少年拠点施設の工事契約について」「エコフラインズについて」「景観まちづくり条例およびコンプライアンス条例について」「小学校へのAED設置」「障害者福祉」などを質問しました。

新年度の豊富

「すいた市民自治」会派議員からのメッセージ



安心して暮らせる町、その原点は平和です。戦後の日本を育んできた「平和」と「自由」、そして「民主主義」を大切にしていきたい。安心して暮らせる町「吹田市」その実現を目指した「5つの約束」です。



「いけぶち佐知子」は、「未来にまっすぐ 市政にまっすぐ」をモットーに、下の基本理念のもと、市民自治を目指して、まっすぐに取り組んでいます。

西川たけお

◆ 市財政の健全化を強く提言していきます
人口減少時代に適合した組織のシステム化をはかります。

◆ 徹底した市政へのチェックを行います
今必要なこと、将来のために必要なこと、を「選択と集中」で明確にします。

◆ 開かれた議会の実現に努めます
「知る権利」から「参加・参画する権利」へと押し進めます。

◆ 地域や市民の声を伝えます
生活弱者が安心して暮らせる施策を充実します。

◆ 故郷といえる町づくりをします
今ある自然を大切にし、地域ぐるみで次代に伝えます。

いけぶち佐知子

◆ 子どもも大人も、女性も男性も一人ひとりが大切にされる社会を

◆ 安心して子どもを生み育て安心して老いることのできる地域を

◆ 行政主導のまちづくりから市民が真ん中のまちづくりへ

◆ 環境・歴史文化と共生し、都市景観を“育てる・創る”持続可能なまちづくり

◆ 市民の目線で行政の無理、無駄チェック
日々の活動を発信しています。

👉 ブログもどうぞ <http://blog.goo.ne.jp/gogonet21/>

平成21(2009)年度予算要望

情報公開から情報提供へ

施策データベースを作成し、「いつでも」「どこでも」「誰でも」が市の施策や行政にアクセスできるようにすること。



市長は吹田市を政策指向型にしたいと従来から発言している。政策や意思決定を支援するツールとしてデータベースは不可欠であると指摘しました。

行政・市民・事業者の協働

外部事業者への委託事業についての(内外からの)苦情処理機関を設置すること。とくに、高齢者、乳幼児、児童、障害者などからの声をくみ上げる機関を設置すること。



コンプライアンス条例の更なる充実のために必要と指摘しました。

安心・安全のまちづくり

○公共施設及び学校施設の耐震化を急ぐこと。また各施設にAEDを設置すること。地域住民の避難所である千一公民館の建て替えを急げ。



救える命を救うこと、また市民の利用率の高い施設の安全性向上を図るよう求めました。

○65歳以上は、介護保険優先となり、視覚障害者でも要支援の場合、ガイドヘルパーが確保できない場合がある。改善すること。



障害者や難病患者へのきめ細かい支援を求めました。

○インクルーシブ教育をさらに進め、保護者の意に沿わない選別・振り分けをしないこと。また、知的障害児の自立支援コースが府下11校しかない。吹田高校を含め、校数・定数の拡大を府に求めること。



障害者と健常者がともに学ぶ施策の推進を求めました。

以上、平成21(2009)年度予算要望は全40項目にわたりました。

審議会等委員の委嘱

○長期あるいは多重に委嘱している委員で合理的理由のない人、あるいは審議会等の任期中、一度も発言のなかった委員、出席率の悪い委員については次回委嘱しないこと。



市民参画を進めるために、特定個人に意味なく集中または長期間委嘱にならないようにし、団体推薦枠からの委嘱についても例外を設けないことを求めました。

○審議会等委員の団体推薦枠のある団体について、委員の任期満了期に団体推薦枠の数、団体について、そのつど見直すこと。



団体が指定された当時と現在では社会状況、背景が大きく変化していることもあり、適宜必要を見直しをするよう求めました。

○審議会等への市議会議員の委員選出について、「事前審議にあたるのではないかと」の声もある。再検討すること。



法令規則により決まっている議員からの委員選出は別として、市民公募枠ができた審議会等から順次、議員から市民へのバトタッチを求めました。

市民との協働にも透明性を

○市民活動支援のための基金の積み立て、市民・事業者からの寄付、基金運用の循環システムがうまくまわるようサポートすること。また、市民活動助成制度が特定の市民活動に偏ることなく、広く市民に知らせること。



みんなが支えるまちづくり基金など、基金循環システムの確立と助成対象団体の選定する基準や手続きの透明・公正化を求めました。

○地域への補助金、委託料のうち、団体補助的なものについては、今後、事業補助、目的別補助に切り替え、必ず領収書等必要書類の提出を求めること。また事業委託料の算出根拠の見直しも行うこと。



補助金、委託料の使われ方がチェックできる仕組みを求めました。

JOBS JCS

吹田市の緊急経済対策について

昨年9月のリーマンショック以来、日本の実体経済が急速に悪化し、吹田市も例外ではなく、約1万1千社ある市内事業所数が減少傾向を見せています。

雇用の縮小や金融機関の貸し渋り(剥がし)にも監視が必要です。

世界的な景気の後退ですから、吹田市だけで解決できる問題ではありませんが、ここでは吹田市が緊急にとった中小企業支援対策や雇用施策の幾つかを紹介します。

市の緊急雇用枠拡大とその他の施策

1月28日から2月9日までを募集期間として、正規職員を5人募集しました。50歳代222人を含む、3千人弱からの応募があり、競争率は550倍に上昇しました。一方で、1月上旬実施の臨時職員の募集では、約100人の採用枠に対し、4人の応募にとどまりました。3ヶ月という不安定雇用が嫌われたようです。

また、市で発注する消耗品などの前倒し発注と市内業者からの購入をすすめています。

中小企業支援と雇用対策

1月14日、合同企業面接会開催(31社、180人参加)。

2月23日に市主催で市内事業者向けに、「売上げが減った場合の助成金のもらい方」と題した説明会が開催されました。休業補償のために支給される助成金制度の説明が行われました。

また、既に昨秋から設置されている「JOBナビすいた」「JOBカフェすいた」を活用し、市内企業団体の協力を得ながら個々の企業に求人要望と雇用の確保をお願いするという活動を行っています。(1月末で約300社訪問)

2月26日には、貸し渋り(剥がし)対策として金融機関調整会議が開催され、市内金融機関の貸付状況を中心とした意見交換が行われました。

また、府の緊急保証制度(保証料0.8%)の制度活用の啓発などを継続中です。

これから

3月議会では、産業振興条例の提案が予定され、また、商業振興策として市内共通商品券(スモール商品券、2億75百万円規模)の発行も提案が予定されています。

3月23日、合同企業面接会開催予定(約20社参加)。
そのほか、中小企業庁・金融庁主催の中小企業からの経営実態調査を検討中。

職員等の公正な職務執行の確保条例(コンプライアンス条例)成立

市政運営の透明性確保、公正な市政の確立を目的に、公益内部通報の手続きや不当要求行為に関する基本原則などを定める条例が12月議会で成立し、4月1日から執行されます。この条例が抑止力となり、条例を適用するようにならないよう願っています。

公益内部通報の対象は?

「法令等に違反する行為の事実」「人の生命、身体及び財産並びに環境に重大な悪影響を与える行為の事実」「その他、不当な行為の事実」です。

通報対象事実が生じ、あるいは生じる恐れがあることを職員が公正職務監察員又はコンプライアンス審査会に通報するとき、通報者の保護措置をとることで通報しやすくします。

不当要求行為とは?

職員以外の者が職員に「暴力、暴言その他の不穏当な言動により要望等をする行為」「その地位を利用し、又はその権限に基づき影響力を行使して、正当な理由がなく特定のものに対し有利又は不利な取り扱いなどをすること」であり、職員はこのような不当要求行為に対して断固拒否しなければなりません。



「2008.12.10 会派予算要望を市長に手渡す」

すいた市民自治学習会

ぜひ、ご参加ください(参加費・無料)

とき・場所 4月11日(土) 10時~12時 メイシアター3階第1会議室にて

テーマ 景気後退、税収減時代の2009年度市財政運営について

*講師の都合によりテーマ変更する場合があります。